

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社ネットプロテクションズホールディングス
【英訳名】	Net Protections Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 紳
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町四丁目2番地6
【電話番号】	03-4530-9235
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 渡邊 一治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町四丁目2番地6
【電話番号】	03-4530-9235
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 渡邊 一治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第4期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしまして、感染症や大規模自然災害発生時や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、当社定款第14条を変更するものです。また、本変更の効力は、本総会でのご承認に加え、産業競争力強化法及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）で定めるところにより、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」という。）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとします。したがって、本確認に関する附則を設けるものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

柴田紳氏、鈴木史朗氏、渡邊一治氏、藤沢久美氏、及び永井良二氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

三浦俊一氏、佐藤有紀氏、及び市川雄介氏を監査等委員である取締役に選任するものです。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

大野直志氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものです。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月21日開催の第1期定時株主総会において、金銭報酬として年額2億円以内と決議していますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額12百万円以内とするものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	719,934	19,799	-	(注)1	可決 94.33
第2号議案				(注)2	
柴田 紳	670,079	59,408	10,248		可決 87.80
鈴木 史朗	724,842	14,893	-		可決 94.97
渡邊 一治	724,736	14,999	-		可決 94.96
藤沢 久美	671,133	68,602	-		可決 87.94
永井 良二	659,480	80,255	-		可決 86.41
第3号議案				(注)2	
三浦 俊一	724,992	14,742	-		可決 94.99
佐藤 有紀	725,091	14,643	-		可決 95.01
市川 雄介	596,845	142,888	-		可決 78.20
第4号議案				(注)2	
大野 直志	737,387	2,347	-		可決 96.62
第5号議案	700,983	38,752	-	(注)3	可決 91.85

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの議決権行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入している。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算していません。

以上